

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	薬事管理課	整理番号	2-14
許認可等の種類	可燃性天然ガスの濃度の確認			
根拠法令条例等・条項	温泉法第14条の5			
許認可等の概要	可燃性天然ガスの濃度が、環境省令で定める基準を超えないことについての確認			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>[参考] 温泉法施行規則第6条の6 法第14条の5第1項の環境省令で定める基準は、測定方法ごとに、温泉の採取に伴い発生するガス(次項において「温泉付随ガス」という。)中の環境大臣が定めるメタンの濃度の値とする。</p> <p>環境省告示第58号 1 温泉の採取に伴い発生するガスの気泡が目視できる場合は、当該ガスについて付表第3に掲げる方法 爆発下限界の値の50% 2 温泉の採取に伴い発生するガスの気泡が目視できないことにより前号の方法によることが困難であり、かつ、温泉水が配管を通じて流入する貯水槽が設置されている場合は、当該貯水槽から排出される気体について、付表1に掲げる方法 爆発下限界の値の25% 3 温泉の採取に伴い発生するガスの気泡が目視できないことにより第1号の方法によることが困難であり、かつ、前号の貯水槽が設置されていない場合は、ゆう出した直後の温泉水に付随する気体について、付表第2に掲げる方法 爆発下限界の値の5%</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	20日			
期間の制定根拠	—			